

(説明資料) ジャパンサーチとの連携とは？

- 1 貴機関のデータベースとジャパンサーチとの連携は、基本的に貴機関からジャパンサーチに「メタデータ」を御提供いただくことにより行われます。

* ジャパンサーチで検索のみ可能とするか、又はこれに加えて API による提供も可能とするかは、貴機関がメタデータの項目単位で設定できます。メタデータの定義等については裏面を参照ください。

- 2 貴機関が公開している「サムネイル画像」がある場合は、メタデータの一部として URL を御提供いただくことで、(ジャパンサーチのシステムに複製されることなく)ジャパンサーチの利用者用画面上に表示されます。

* メタデータによる連携の場合、サムネイル画像やデジタルコンテンツそのものを御提供いただく必要はありません。

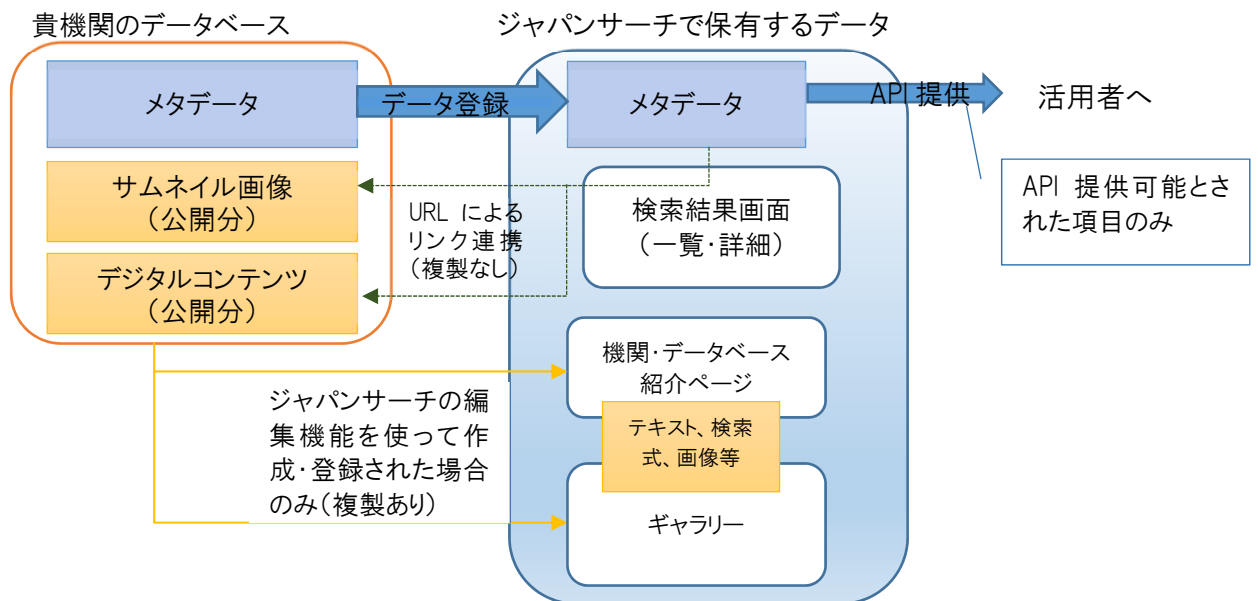
* URL を御提供いただいたサムネイル画像については、ジャパンサーチの画像検索のため、サムネイル画像の特徴に関する数値データをキャッシュとして保存しますが、サムネイル画像そのものをジャパンサーチのシステムに複製して表示することはありません。

- 3 貴機関がジャパンサーチに提供するメタデータの権利表示並びに貴機関が公開しているサムネイル画像及びデジタルコンテンツの二次利用条件表示は、貴機関がデータベースごとに設定できます。ジャパンサーチの利用者用画面上では設定された権利・条件がそのまま表示されます。

* データベース単位で設定した二次利用条件と異なる条件をコンテンツ単位で設定することもできます。その場合、個別のメタデータに当該二次利用条件の情報があれば、それに共通項目ラベルを付与して、検索結果画面等で表示させることができます。

- 4 ジャパンサーチの利用者用画面では、検索機能のほかに、貴機関やデータベースの紹介ページや、特定のテーマ(主題)を設定し、あらかじめ定義した検索結果や解説文、画像等で構成される「ギャラリー」(裏面参照)を用意します。ジャパンサーチにはこれらのページを編集する機能もあり、その編集機能を利用してこれらのページを作る際に登録されたテキスト、検索式のほか、画像等のデジタルコンテンツは、ジャパンサーチのシステムに複製されます。

* ただし、貴機関が画像を IIIF で公開されている場合は、画像を登録されなくてもジャパンサーチの利用者用画面に表示することができますので、ジャパンサーチのシステムに複製されない場合もあります。



(参考1)メタデータの定義等について

本説明資料でいう「メタデータ」とは、「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」⁸(平成 29 年 4 月、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会(事務局:内閣府知的財産戦略推進事務局))2 ページの用語の定義(下図)によっています。

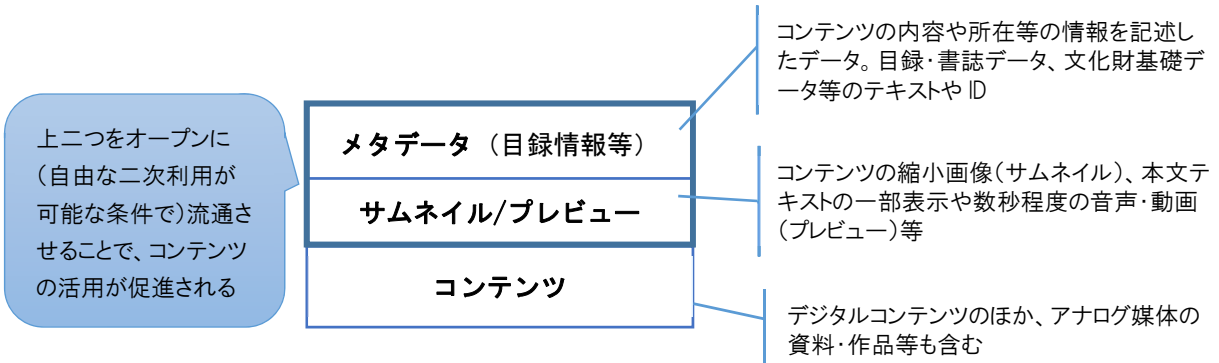


図 1 デジタルアーカイブ連携における流通単位

なお、これらの二次利用条件表示の推奨については、同ガイドライン 18 ページ(下表)にあります。

表2: 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの二次利用条件

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CC0、CC BY、(PDM)
デジタルコンテンツ	CC0、CC BY、(PDM)

(参考2)ギャラリー等について

ジャパンサーチでは、貴機関や貴機関のデータベースを紹介するページを用意しています。これらの編集は、貴機関が自ら行うことができます。

また、連携先のコンテンツへの誘導及び利活用の促進のため、クリックするだけでアクセス可能な「ギャラリー」というページを用意しています。これらの編集機能は、連携機関であれば誰でも利用することが可能です。

ギャラリー



- ・ジャパンサーチの入口として、「検索機能」を使用しない場合でも見て楽しめるページ
- ・特定のテーマごとに、あらかじめ定義した検索結果等を表示し、コンテンツへの理解を促進する。
- ・代表画像、テキスト(解説文)、検索結果、検索画面から構成される。
- ・編集機能を用意

⁸ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf